三調政連ニュース　No.03－01

（発行） 令和3年3月17日　幹事長　中野　久生

令和3年度政策・予算に関しての要望に対する回答書

令和 2 年 11 月 24 日発行、三調政連ニュースNo. 02-03 にて報告させていただきました 「立憲民主党三重県総支部連合会　団体懇談会」 の回答書が届きましたので報告させていただきます。

回答につきましては別紙のとおりです。

（要望先）三重県土地家屋調査士会

① 法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第 14 条地図作製作業の推進および地籍調査事業の推進ならびに人員確保を図ってほしい。

（答）

○ （地籍調査事業の推進について）

土地の境界等を明らかにする地籍調査について、本年5月に閣議決定された第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、地域特性に応じた効率的手法の導入を促進しながら、円滑かつ迅速に推進してまいります。また、推進に当たっては、地籍調査に関して知見を有する専門家の派遣等により、実施主体である市町村等を支援してまいります。

（要望元）三重県土地家屋調査士会

②. 狭隘道路解消事業に向けての予算確保

（答）

○　市街地における道路は、通行の場である他、災害時の避難路、日照や通風等の確保など安全で良好な環境を形成する上で重要であり、狭あいな道路の拡幅を促進することは重要な課題と認識しております。

○　国土交通省においては、狭あい道路の解消に向けて、社会資本整備総合交付金等（※）により、狭あい道路の情報整備及び拡幅整備に対する支援を行っております。

（※）狭あい道路整備等促進事業

○　引き続き、必要な財源の確保に努めるとともに、狭あい道路の解消のより一層の推進に向けて取り組んで参ります。

（要望先）三重県土地家屋調査士会

③　所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討

（答）

○　所有者不明土地対策としましては、平成30年に所有者不明土地特措法の制定、本年３月に、適正な土地の利用及び管理を確保する施策を推進するため土地基本法を改正し、令和２年度中の法案提出を目指して民事基本法制の見直しが行われているところです。

○　今後は、改正土地基本法に基づき、民事基本法制の見直しをはじめ、具体的施策を着実に推進することとしています。

○　国土交通省としましては、引き続き、関係省庁と一体となって、所有者不明土地対策を進めてまいります。

担当者　：　国土交通省　不動産・建設経済局　土地政策課　近藤
連絡先　０３－５２５３－８２９２

（衆・立国社）岡田　克也議員

（三重県土地家屋調査士会要望　回答）

法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進及び人員確保を図って欲しい。

（答）

法務省においては，登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため，平成２７年度を初年度とする新たな１０か年の作業計画を策定し，都市部における作業面積を拡大して実施しており，今後とも，必要となる人員等の確保に努め，登記所備付地図の整備の推進に尽力してまいりたいと考えています。

（参考）

上記のほか，法務省においては，大都市の枢要部等や，東日本大震災及び平成２８年熊本地震の被災地においても，地図の整備について，それぞれ計画を策定して実施している。